

平成26年第7回坂町議会定例会

会 議 録

1. 第1日目招集年月日 平成26年9月11日

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 第1日目開会年月日 平成26年9月11日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（11名）

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 1番 中 川 ゆかり 君      | 2番 主 枝 幸子 君  |
| 3番 奥 村 富士雄 君      | 4番 柚 木 喬 君   |
| 5番 瀧 野 純 敏 君      | 7番 出 下 孝 君   |
| 8番 姫 宮 五 鈴 君      | 9番 折 出 直 幸 君 |
| 10番 大 田 直 樹 君     | 11番 中 雅 洋 君  |
| 12番 川 本 英 輔 君（議長） |              |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員（1名）

6番 中 下 伸 君

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|              |           |
|--------------|-----------|
| 町 長          | 吉 田 隆 行 君 |
| 副 町 長        | 齋 藤 哲 也 君 |
| 教 育 長        | 枝 廣 泰 知 君 |
| 総 務 部 長      | 新 木 之 博 君 |
| 民 生 部 長      | 奥 至 雅 君   |
| 会 計 管 理 者    | 山 根 道 春 君 |
| 建 設 部 長      | 三 宅 信 治 君 |
| 教 育 次 長      | 車 地 勝 司 君 |
| 民生副部長兼保険健康課長 | 佐々木 真 哉 君 |
| 総 務 課 長      | 中 村 政 愛 君 |
| 企 画 財 政 課 長  | 車 地 孝 幸 君 |

|        |          |
|--------|----------|
| 民生課長   | 高橋 篤江 君  |
| 税務住民課長 | 中村 輝彦 君  |
| 環境防災課長 | 吉原 修 君   |
| 産業建設課長 | 西谷 伸弘 君  |
| 都市計画課長 | 三好 修平 君  |
| 出納室長   | 縫部 逸都 君  |
| 学校教育課長 | 新谷 裕美子 君 |
| 生涯学習課長 | 河本 和彦 君  |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 大 畠 英 司 君 |
| 主 任 | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

- |      |        |                                     |
|------|--------|-------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第54号 | 「平成25年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」         |
| 日程第2 | 議案第55号 | 「平成25年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 |
| 日程第3 | 議案第56号 | 「平成25年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」    |
| 日程第4 | 議案第57号 | 「平成25年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」   |
| 日程第5 | 議案第58号 | 「平成25年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」  |
| 日程第6 | 発議第2号  | 「手話言語法制定を求める意見書について」                |

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午後4時00分)

○議会事務局長(大島英司君) 一同、御礼。

(一同「お願いします」)

○議会事務局長(大島英司君) 着席ください。

○議長(川本英輔議員) 予定しておりました日程どおりの進行で審議され、本日の定例会が開催できますことに対し、厚く感謝を申し上げます。

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案第54号から、日程第5 議案第58号までの一般会計及び各特別会計の決算の認定についての5議案を一括議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

出下決算審査特別委員長。

○7番(出下 孝議員) 平成25年度決算審査特別委員会の報告をいたします。

本定例会において決算審査特別委員会に付託されました5議案について、審査経過及び意見を報告いたします。

審査に際しましては、町長、副町長、教育長、各部長及び各課長、関係職員の出席を求め、決算書、主要な施策等について質疑を行い、行政課題に適切に運営されているかを確認いたしました。

その結果、議案第54号「平成25年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、厳しい財政状況の中、行財政改革を進め、支出の削減や国、県の補助金を活用するなどの工夫を行いながら、町の基本理念である自然に恵まれた健康で文化的住みよいまちの実現を目指し、公園整備事業、道路改良事業、まちづくり交付金事業、防災、減災、福祉、環境、教育などの諸問題への取り組みを積極的に行っております。

また、健全化判断比率は県下の他市町と比べてもすぐれており、健全な財政運営がなされているものと大いに評価できます。中でも災害に強いまちづくりとして、公共施設の耐震化工事の完了や横浜地区離岸堤の整備、急傾斜地対策は特筆に値するものであり、住民サービス向上のため、最小の経費で最大の効果を上げたものと評価し、認定いたします。

今後は、地域住民の念願である県道坂小屋浦線道路事業のさらなる推進、継続事業

が計画どおり実施されることが人口増につながるものと期待いたします。

議案第55号「平成25年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、依然として県下でも高い医療費、高い保険税額となっております。

歳入全体では5.4%、8,977万円の増収、保険税は1.6%の減収となっております。支出においては4.0%、8,086万円増額となっており、厳しい財政状況がうかがえるものの、後発医療品の啓発、利用促進、レセプト点検の充実強化など、支出の削減にも積極的に取り組みを行い、一定の成果を得ていることを評価し、認定いたします。

高医療費市町からの脱却をしたものの、今後は保険税の収納率向上並びに特定健康診査や特定保健指導など、予防医療普及強化に対するさらなる取り組みの推進を行っていただきたい。

議案第56号「平成25年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料の滞納など課題が残るものの、事業開始から20年余り経過し、普及率99%、水洗化率97%に達し、住民にとって快適な生活環境が整っていることを評価し、今後も安定した経営を期待するとし、認定をいたします。

議案第57号「平成25年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、地域包括支援センターの活用が浸透したことやグループホームが整備されたことで介護事業の充実が図られているが、認定者数は増加傾向にあり、それに伴って支出も増加しております。しかし、介護予防事業による高齢者の健康維持増進にさらなる努力が見られ、安定した運営が行われていると評価いたします。

今後も介護予防事業の充実を期待するとし、認定をいたします。

議案第58号「平成25年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、この制度は県の広域連合が運営主体であり、町は保険料徴収と窓口業務を行うものである。しかしながら、国民健康保険事業、介護保険事業と関連づけた事業を行い、町の業務は成果を上げており、認定いたします。

以上で、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、討論、採決を行います。討論、採決は議案ごとに行います。

日程第1 議案第54号「平成25年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」

て」を議題といたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、「平成25年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに、賛成の議員は举手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員であります。

よって、「平成25年度坂町一般会計歳入歳出決算」については認定することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第2 議案第55号「平成25年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、「平成25年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに、賛成の議員は举手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員であります。

よって、「平成25年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算」については認定することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第3 議案第56号「平成25年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、「平成25年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに、賛成の議員は举手願います。

（举手全員）

○議長（川本英輔議員） 举手全員であります。

よって、「平成25年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算」については認定することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第4 議案第57号「平成25年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、「平成25年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに、賛成の議員は举手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 举手全員であります。

よって、「平成25年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算」については認定することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第5 議案第58号「平成25年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、「平成25年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに、賛成の議員は举手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 举手全員であります。

よって、「平成25年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」については認定することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) お諮りします。

ここで、平成25年度決算審査特別委員会を解散したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、平成25年度決算審査特別委員会を解散します。

御苦労さまでした。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第6 発議第2号「手話言語法制定を求める意見書について」を議題とします。

事務局長に意見書を朗読させます。

大島事務局長。

○議会事務局長（大島英司君） それでは朗読させていただきます。

手話言語法制定を求める意見書（案）

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では、教育活動の中で手話を使うことが長い間認められなかったため、ろう者が社会生活を送る上で非常に困難があった。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。

よって、坂町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした（仮称）手話言語法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年9月1日 広島県坂町議会

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 続いて、本案について提案理由を求めます。

7番、出下議員。

○7番（出下 孝議員） 手話言語法制定を求める意見書について。

発議第2号「手話言語法制定を求める意見書について」、上記の議案を別紙のとおり、坂町会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であると明記されています。そうした中、国内法の整備が進み、平成23年8月に成立した改正障害者基本法では、全て障害者は可能な限り手話を含む言語、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められました。坂町議会として、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備が必要であることから、国に意見書を提出すべきと考えます。

以上で、提案説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） この意見書の提出者は議員10名でございます。

質疑、討論は省略し、直ちに採決いたします。

発議第2号の採決を行います。

発議第2号を提出することに、賛成の方の挙手を願います。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、発議第2号は提出することに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

よって、本定例会は本日をもって閉会いたします。

最後に、町長より発言を求められております。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 平成26年第7回坂町議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会にお願いをいたしました案件につきましては、いずれも原案のとおり御決定をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

なお、皆様より賜りました御意見につきましては、これを今後、十分に検討させていただきます。これからの町政の執行に反映をさせていく所存でございます。

残暑もいましばらくは厳しいようでございますが、皆様方には御自愛をくださいますとともに、これからもなお一層の御支援、御協力をお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これにて、平成26年第7回坂町議会定例会を閉会いたします。

○議会事務局長（大島英司君） 皆様、御起立をお願いいたします。

（起立）

○議会事務局長（大島英司君） 一同、御礼。

（閉会 午後4時21分）